

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人上越教育大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される報酬のうち、期末特別手当については、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、その者の勤務業績及び貢献度を考慮の上、その額の100分の10の範囲内で増減することができるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・平成21年6月期期末特別手当の支給割合を0.15月分引下げ
- ・平成21年12月期期末特別手当の支給割合を0.10月分引下げ
- ・平成21年12月から報酬月額引下げ

理事

- ・平成21年6月期期末特別手当の支給割合を0.15月分引下げ
- ・平成21年12月期期末特別手当の支給割合を0.10月分引下げ
- ・平成21年12月から報酬月額引下げ

理事(非常勤)

改定なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	16,427	11,916	4,460	51 (寒冷地手当)	4月1日		
A理事	12,133	8,728	3,267	49 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)	4月1日		
B理事	11,332	7,840	2,934	420 (単身赴任手当) 49 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)		3月30日	◇
理事 (非常勤)	900	900		()	4月1日		

監事	千円	千円	千円	千円	()		
A監事 (非常勤)	千円 900	千円 900	千円	千円	()		※
B監事 (非常勤)	千円 900	千円 900	千円	千円	()		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	7,455	5	0	平成21年 3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、その者の勤務業績及び貢献度を考慮の上、額の増減は行わないこととした。	
理事A	5,460 (46,238)	5 (38)	0 (0)	平成21年 3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、その者の勤務業績及び貢献度を考慮の上、額の増減は行わないこととした。	
理事B						該当者なし	
理事 (非常勤)						該当者なし	
監事						該当者なし	
監事 (非常勤)						該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、国の同種の職員と同水準とする等、適正な人件費の管理に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金に基づき、国家公務員の給与水準等を考慮し決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評定の結果を踏まえた勤務成績等を考慮し、昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額(昇格)	勤務成績が良好で昇格基準に達している場合、従事する職務に応じ、かつ総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。
俸給月額(昇給)	勤務成績に応じて、昇給区分A(8号俸)からE(0号俸)まで(55歳を超える職員は4号俸から0号俸まで)昇給させることができる。一定の期間を良好な成績で勤務したときは、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。
勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6月以内の期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- 平成21年4月から本省業務調整手当の新設(文部科学省研修生に適用)
- 平成21年4月から附属学校主幹教諭へ新たな級(特2級)による俸給表の適用
- 平成21年4月から免許状更新講習業務手当の新設
- 平成21年6月期期末・勤勉手当の支給月数を0.20月分引下げ
- 平成21年12月期期末・勤勉手当の支給月数を0.15月分引下げ
- 平成21年12月から俸給月額の引下げ
- 平成21年12月から自宅に係る住居手当の廃止

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	243	47.6	7,462	5,486	44	1,976
事務・技術	76	44.8	5,770	4,294	50	1,476
教育職種 (大学教員)	131	51.3	8,740	6,366	42	2,374
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属義務教育学校教員)	35	39.9	6,427	4,834	38	1,593

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 8	歳 49.4	千円 6,674	千円 5,034	千円 78	千円 1,640
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 5	歳 46.5	千円 7,730	千円 5,719	千円 65	千円 2,011
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
特命特任教員	人 3	歳 54.2	千円 4,914	千円 3,891	千円 99	千円 1,023

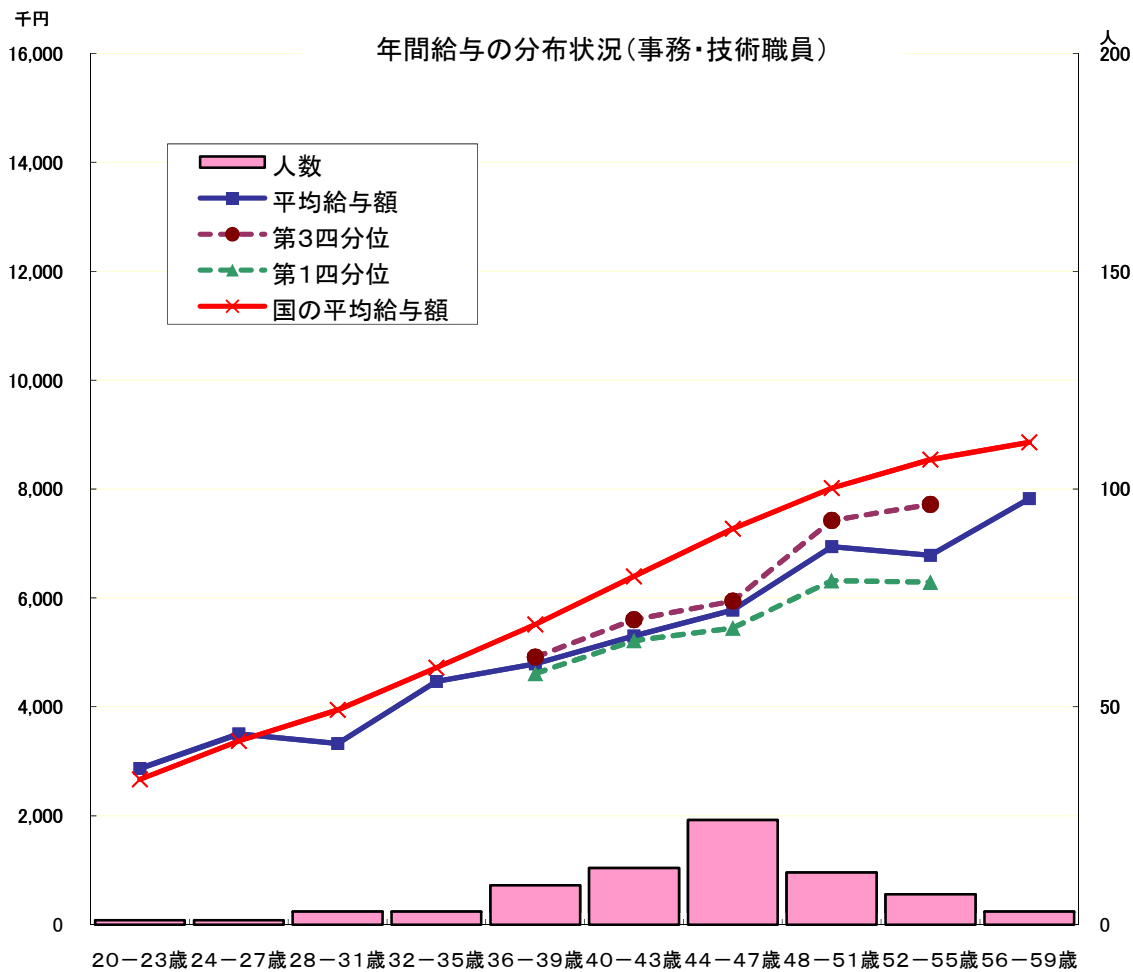
再任用職員	人 3	歳 61.8	千円 3,149	千円 2,670	千円 59	千円 479
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 4	歳 42	千円 2,314	千円 1,756	千円 31	千円 558
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

人員が2名以下の区分については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



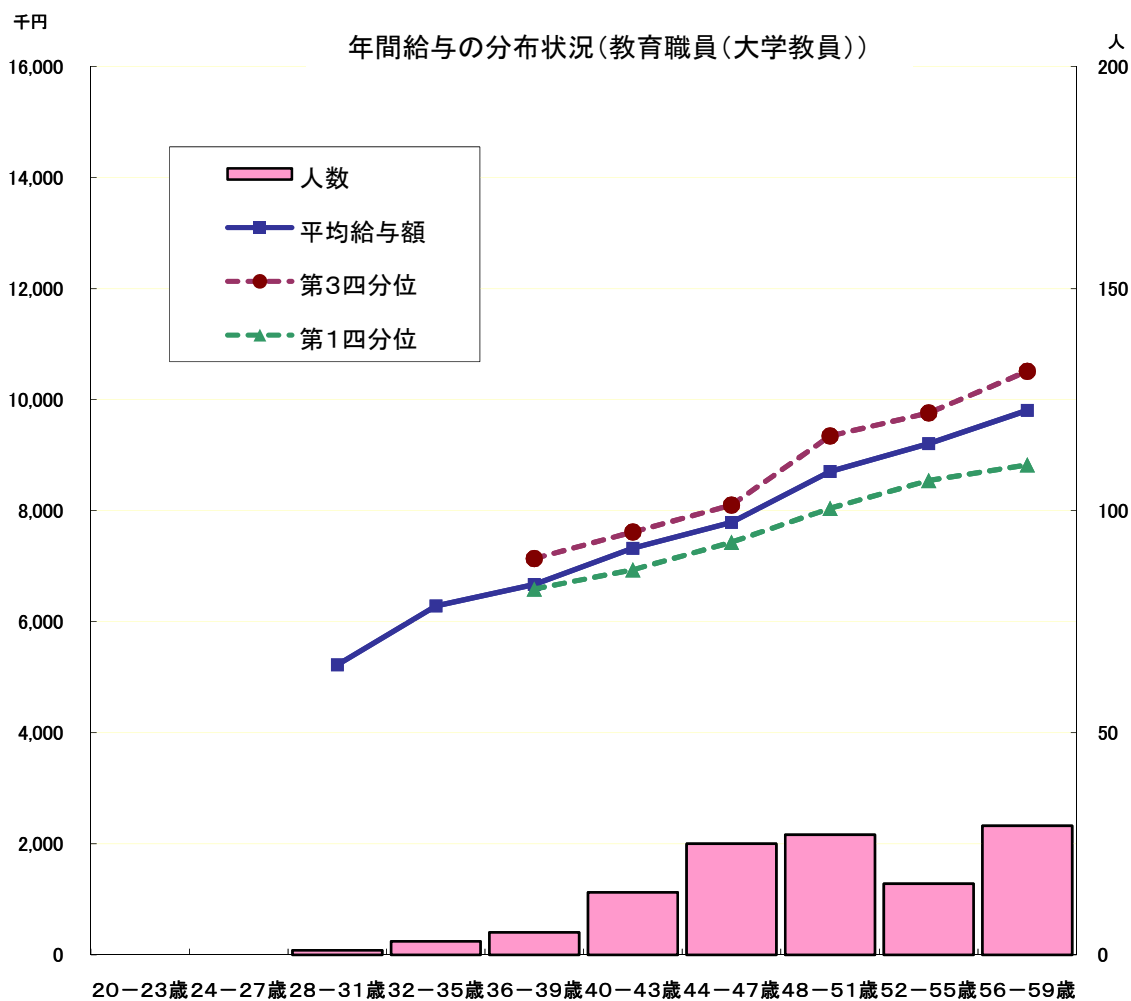
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

「20～23歳」、「24～27歳」、「28～31歳」、「32～35歳」及び「56～59歳」の区分については、該当者が4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位折れ線を表示しない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
・課長	9	52.8	7,663	7,807	8,315		
・課長補佐	4	50.3		6,605			
・係長	42	46.6	5,479	5,836	6,164		
・主任	15	39.2	4,641	4,842	5,041		
・係員	6	29.8	3,080	3,389	3,567		

注:課長補佐の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注:「28～31歳」及び「32～35歳」の区分については、該当者が3人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位折れ線を表示しない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
・教授	64	56.1	8,864	9,572	10,138		
・准教授	59	46.7	7,401	7,757	8,207		
・講師	9	41.3	6,852	6,750	7,134		
・副学長	4	58.5		11,704			

注:副学長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		スタッフ	スタッフ	主査・主任	副課長・主査	課長・室長
人員 (割合)	76 人	3 人 (3.9%)	6 人 (7.9%)	43 人 (56.6%)	15 人 (19.7%)	7 人 (9.2%)
年齢(最高 ～最低)		28～21 歳	43～28 歳	52～36 歳	56～47 歳	56～49 歳
所定内給 与年額(最 高～最低)		千円 2,624～2,138	千円 3,706～2,496	千円 4,734～3,220	千円 5,471～4,342	千円 6,377～4,853
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 3,505～2,867	千円 4,810～3,329	千円 6,380～4,309	千円 7,426～5,907	千円 8,322～6,697

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長	局長	局長
人員 (割合)		2 人 (2.6%)	() 人 ()%	() 人 ()%	() 人 ()%	() 人 ()%
年齢(最高 ～最低)			～ 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最 高～最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～

注:6級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	131 人	人 (%)	人 (%)	9 (6.9%)	54 (41.2%)	68 (51.9%)
年齢(最高 ～最低)		歳 ～	歳 ～	歳 49～29	歳 62～34	歳 64～45
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 ～	千円 ～	千円 5,674～3,820	千円 6,491～4,157	千円 8,735～5,850
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 ～	千円 ～	千円 7,786～5,220	千円 8,826～5,622	千円 11,999～8,040

(教育職員(大学教員 任期付))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	5 人	人 (%)	人 (%)	人 (%)	5 (100.0%)	人 (%)
年齢(最高 ～最低)		歳 ～	歳 ～	歳 ～	歳 50～41	歳 ～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 6,090～5,023	千円 ～
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 8,178～6,925	千円 ～

賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 68.4	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 31.6	% 33.4
	最高～最低	41.0～33.7	36.0～28.8	35.6～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 68.6	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 31.4	% 33.2
	最高～最低	40.1～32.8	36.7～29.2	35.9～31.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.9	% 63.6	% 63.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.1	% 36.4	% 36.8
	最高～最低	48.2～33.8	47.6～30.6	44.9～33.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 68.8	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 31.2	% 33.3
	最高～最低	40.8～32.9	36.7～29.0	37.4～30.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

対国家公務員(行政職(一))

83.3

対他の国立大学法人等(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

97.2

(教育職員(大学教員))

93.8

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 83.3	
	参考	地域勘案 90.7 学歴勘案 84.1 地域・学歴勘案 90.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 70.4% (国からの財政支出額 3,411,000千円、支出予算の総額 4,843,000千円:平成21年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国の財政支出の割合が50%以上であるが、「対国家公務員指数」が100未満であり、適切な状態である。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額なし(平成20年度決算)	
	【検証結果】 累積欠損がなく、適切な状態である。	
講ずる措置	今後もこの水準を維持していく。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 90.0

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

○比較対象職員の状況

・大学教員

任期付職員以外に係る①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の131人及び任期付職員に係る①表(同)の常勤職員欄の5人 計136人

136人の平均年齢 51.1歳 平均年間給与額 8,703千円

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,219,307	千円 2,283,576	千円 (%) △ 64,269 (△ 2.8)	千円 (%) △273,659 (△11.0)
退職手当支給額 (B)	千円 167,638	千円 395,075	千円 (%) △ 227,437 (△57.6)	千円 (%) 7,626 (4.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 127,642	千円 126,989	千円 (%) 653 (0.5)	千円 (%) 35,793(39.0)
福利厚生費 (D)	千円 273,132	千円 285,377	千円 (%) △ 12,245 (△ 4.3)	千円 (%) △44,885 (△14.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,787,719	千円 3,091,017	千円 (%) △ 303,298 (△ 9.8)	千円 (%) △275,123 (△ 9.0)

注:本表における「非常勤役職員等給与(C)」においては、受託事業費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額(A)」は期末・勤勉手当の支給割合の引下げ、俸給月額の引下げによる減少、「退職手当支給額(B)」は退職者の人数(平成20年度:役員2名、職員17名 平成21年度:職員7名)による減少、等が考えられる。
- ・中期目標において、人事の適正化に関する目標として、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。」旨明記している。
- ・中期計画において、中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)に関する具体的な方策として、「総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。」旨、明記している。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,703,237	2,355,380	2,280,534	2,283,576	2,219,307
人件費削減率 (%)		△ 12.9	△ 15.6	△ 15.5	△ 17.9
人件費削減率(補正值) (%)		△ 12.9	△ 16.3	△ 16.2	△ 16.2

注:本表における「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%である。基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし